筑西市入札及び契約手続等に係る不当な働きかけに関する取扱要綱 の施行について(お知らせ)

当該要綱は、本市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、役務の提供及び物品の調達に係る入札及び契約手続等(以下「入札等」という。)の執行に当たり、職員に対する不当な働きかけや口利き行為等(以下「不当な働きかけ」という。)があった際の取扱いを定めたもので、令和4年4月1日から施行されることになりましたのでお知らせいたします。

なお、要綱の概要及び取扱いに係る具体例については以下のとおりです。

1 不当な働きかけを行う者とは〔第2条〕

入札等に関し、職員に対して不当な働きかけを行う全ての者が対象になります。

例)

- ・事業者(法人、共同企業体、組合その他の団体及び個人事業主など)
- ・国会議員、地方議会議員、自治体の長
- 国及び地方公共団体の職員
- ・個人のいかなる人

2 不当な働きかけに当たる行為とは〔第3条第1項〕

入札等に関し、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる以下の行為((1)~(7))とします。

- (1)特定の者に対し、競争入札に参加させること又は参加させないことを依頼する行為例)
 - ・特定の者を入札等に参加させる又は参加させない目的をもって、仕様、発注方法、 発注基準等の変更を行うよう要求する行為
 - ・特定の者を入札等に参加させる又は参加させない目的をもって、参加資格要件の 内容について不当に便宜を図るよう要求する行為
- (2) 特定の者に対し、業務を受注させること又は受注させないことを依頼する行為例)
 - ・特定の者に受注させる又は受注させない目的をもって、設計書、仕様書等の作成 又は変更を行うよう要求する行為
- (3) 特定の者に対し、有利又は不利となる発注方法又は入札参加条件の選定を促す行為例)
 - ・発注方法、入札参加条件などについて、特定の者に有利又は不利になるよう選定

条件などについて要求する行為

(4)事後公表としている入札参加予定者の情報又はその数、最低制限価格その他の発注 に関する情報を公表前に聞き出そうとする行為

例)

電子入札(一般・指名競争)や紙入札(一般競争)で、開札執行前に非公表としている次のような情報を聞き出そうとする行為が該当します。

- ・入札参加者の情報(業者名、所在地等)や参加者の数、共同企業体の組合せ等 を聞き出そうとする行為
- ・特定の事業者等が入札に参加しているか否かを聞き出そうとする行為
- ・最低制限価格に関する情報(金額、率)を聞き出そうとする行為
- (5) 非公表としている設計金額、積算基準その他の設計に関する情報を聞き出そうとする行為

例)

- ・開札執行後においても非公表とする事項(筑西市情報公開条例に基づき不開示 とする事項を含む。)を聞き出そうとする行為
- (6) 談合につながるおそれがあると認められる行為

例)

入札談合関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行 為の処罰に関する法律に抵触する次のような行為や、談合につながるおそれがあ る行為が該当します。

- ・談合の明示的な指示をする行為(事業者に入札談合等を行わせること。)
- ・受注者に関する意向の表明をする行為(受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示すること。)
- ・発注に係る秘密情報を漏洩する行為(特定の事業者又は事業者団体が知ることにより、入札談合等を行うことが容易となる情報や秘密として管理されているものを漏洩すること。)
- ・特定の談合を幇助する行為(事業者等からの依頼を受け又は自ら働きかけ、職務に違反して入札談合を容易にする目的で幇助すること。)
- (7)前各号に掲げるもののほか当該行為により特定の者への便宜、利益又は不利益の 誘導につながるおそれがあると認められる行為

例)

・下請業者の選定に関し、特定の者を選定するよう受注者(元請業者)に対して

指導を要求する行為

- ・設計書等の変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為
- ・特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

3 不当な働きかけに当たらない行為とは〔第3条第2項〕

以下の行為は不当な働きかけに当たらないものとします。

(1) 不当要求行為に該当する行為であって、法令(条例、規則等を含む。)の規定により その対応が別に定められている行為

例)

- ・ 筑西市不当要求行為等対策要綱や筑西市建設工事暴力団排除対策措置要綱で対応が定められている行為は、ここでいう不当な働きかけには該当しないものとします
- (2) 陳情書、要望書等の書面を提出する行為

例)

- ・個別の案件に関するものではなく、公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対するもので、陳情、政策提言、意見、要望などを書面によって提出する行為
- (3)不特定の者が傍聴できる公開の場(市議会、審議会、公聴会等)で行われた行為例)
 - ・不特定の者が傍聴できる公開の場で行われた会議による行為
- (4) 通常の営業活動の範囲であることが明らかな行為

例)

- ・個別の案件に関するものではなく、公共工事等の発注全般に対するもので、発注 方法の変更や発注基準の引き下げ等の要求を伴わず、営業活動の一環であるこ とが明らかな行為
- (5)入札等に関する事実の確認であることが明らかな行為

例)

- ・設計書、仕様書、履行状況等に係る質問(非公表分は除く。)など、単に事実の 確認であることが明らかな行為
- (6) 筑西市競争入札参加業者指名選定委員会設置要綱(平成17年市告示第9号)第8条第2項に規定する指名業者推薦書を提出する行為

例)

・筑西市競争入札参加業者指名選定委員会に特定の者を推薦する行為

4 不当な働きかけを受けたときの行動とは〔第5条、第6条〕

職員は、不当な働きかけに対して拒否し、以下のフローに従い行動することとします。

【対応フロー図】

